

令和4年(2022年)9月8日

報道機関 各位

枚 方 市 提 供

活性炭の入札談合に関する損害賠償請求について

令和元年(2019年)11月22日、公正取引委員会は、近畿地区の地方公共団体が発注した活性炭の購入に関して、入札談合を行った事業者に対し、独占禁止法違反として排除措置命令等を行いました。

これを受け、枚方市としても、当該事業者の内、上下水道局が発注している中宮浄水場高度浄水施設粒状活性炭入替整備委託に関与した2事業者に対し、下記のとおり損害賠償請求を行いましたので、お知らせします。

記

1. 請求日

令和4年(2022年)9月8日(木)

2. 請求対象事業者

本町化学工業株式会社

東京都足立区中央本町一丁目2番11号

カルゴンカーボンジャパン株式会社

東京都千代田区大手町二丁目6番4号

3. 請求額

損害額 金 47,830,000円

※ 上記損害額に契約金額支払日から本請求額の支払日に至るまでの遅延損害金を併せて請求

4. 請求額の算定方法

(1) 損害額

談合が行われていなかった平成27年度から平成29年度の間に入札を行った活性炭入替整備委託における契約金額の平均額を想定契約金額とし、入札談合が行われていた平成25年度及び平成26年度の各契約金額と想定契約金額の差額を本市が被った損害額として算定した。

発注年度	契約締結日	契約金額 (税抜)	想定契約金額 (税抜)	損害額 (税込)
平成25年度	平成25年10月24日	81,600,000円	58,333,333円	24,430,000円
平成26年度	平成26年7月18日	80,000,000円		23,400,000円

(2) 遅延損害金

入札談合が認められた案件について、各年度における契約金額の支払日を起算日とし、請求書記載の損害額の支払済に至るまでの日数に応じ、旧民法所定の年5%の割合で請求します。

5. 請求の根拠

民法（明治29年法律第89号）第709条（不法行為による損害賠償）及び第719条第1項（共同不法行為者の責任）に基づく損害賠償請求

6. 納期限

請求書到達後、2週間以内

(問い合わせ先)

枚方市上下水道局 上下水道部

上下水道総務室 総務課

電話：072-848-4196